

佐世保記念病院介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠愛会が開設する佐世保記念病院介護医療院（以下「施設」という）が実施する介護医療院の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 サービスを提供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人誠愛会 佐世保記念病院介護医療院

(2) 所在地 佐世保市鹿子前町104番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 介護医療院の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 医師 1名（院長）

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための管理を一元的に行う。

② 医師 3名 以上

医師は、入所者の状況を観察し、診断、検査、投薬、処置等必要な診療を行う。

- ③ 看護職員 10名以上
入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護を提供する。
- ④ 介護職員 14名以上
入所者の病状及び心身の状況に応じ、介護を提供する。
- ⑤ 介護支援専門員 1名以上
入所者の療養介護サービス計画の作成その他の付随する事務を行う。
- ⑥ 薬剤師 1名以上
入所者の服薬管理等を行う。
- ⑦ 管理栄養士 1名以上
入所者の栄養管理を行う。
- ⑧ 理学療法士 2名以上
医師の指示の下、入所者のリハビリテーション等を行う。
- ⑨ 作業療法士 2名以上
医師の指示の下、入所者のリハビリテーション等を行う。
- ⑩ 言語聴覚士 1名以上
医師の指示の下、入所者の言語聴覚訓練等を行う。
- ⑪ 歯科衛生士 1名以上
入所者の口腔衛生管理等を行う。

(入所者の定員)

第5条 介護医療院の定員は、I型56名とする。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴
- (4) 排せつ
- (5) 褥瘡の予防
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 機能訓練
- (9) 相談、援助
- (10) レクリエーション行事
- (11) 栄養管理

(12) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けることができるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日につき 1,445円
- (2) 居住に要する費用 多床室 1日につき 437円
個室 1日につき 1,728円
- (3) 日用衛生品 Aセット 1日580円 外部委託 希望者のみ
日用衛生品 Bセット 1日470円 外部委託 希望者のみ
- (4) 理髪 1回 2,000円 外部委託 希望者のみ
- (5) 衛生管理費 実費 (予防接種等) 希望者のみ
- (6) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

3 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者及びその家族は、入所生活が集団生活であることを認識し、他の入所者の迷惑となる行為を慎まなければならない。

2 面会時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 3 他の病・医院を受診する場合は、主治医の指示に従わなければならない。
- 4 病室及び関係する施設を利用するにあたっては、担当職員の指示に従わなければならない。

(衛生管理等)

第9条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るように努める。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努める。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場

合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常時災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止の為自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保持事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するように努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）…年1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練 …年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 …随時
- (6) その他の必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 施設は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るよう努める
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施に努める

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置に努める
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第14条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

- 第15条 施設は、感染症や非常時災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 3 施設は、定期的に事業計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害や虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 5 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明又は必要に応じ指導を行う。
- 7 診療に当たっては、療養上妥当適切に行う。看護は医学的管理の下に行い、介護については、適切な技術により行う。1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- 8 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間は保存するものとする。
- 9 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人誠愛会佐世保記念病院介護医療院が定めるものとする。

- (付則) この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。